

平成30年度 多賀城市社会福祉協議会事業計画

【基本的な考え】

人口減少・少子高齢化に伴い、将来の我が国の経済・社会の存続の危機が懸念される中、現在の地域社会においては、地域住民のつながりの希薄化、核家族化やひとり親世帯の増加、生活困窮に関する問題など、それぞれが絡み合う複雑・多様化した課題が顕著になっており、地域におけるつながりの再生と住民が主体となって地域での問題・悩みごとなどを解決していく力の強化が、今後の大きな課題となっています。

このような状況の中、高齢者の分野においては、いわゆる「2025年問題」、さらにその先を見据え、住み慣れた地域で安心感のある生活を続けることができる、高齢者の尊厳の保持と自立支援を目的に、地域づくりと高齢者のケアを組み合わせることで、「地域包括ケアシステム」の取組みが今現在進められています

今後は、これらの取組みをさらに深め、「支える側」「支えられる側」といった固定的な捉え方ではなく、子供も高齢者も障害をお持ちの方も地域社会の一員として包摂し、地域の皆がお互いに支え合える細やかなネットワークのある社会、いわゆる「地域共生社会」の実現が大きく掲げられています。

その「地域共生社会」の実現へ向けて、地域の力を強くするための実践の方向性として、地域における「他人事」を共感のある「我が事」に変えていくことで地域に共生の文化を生み出すことと、縦割りの分野ごとではなく住民の抱えている課題を「丸ごと」受け止める場を地域住民の身近な圏域につくり出すことがあります。

東日本大震災後7年を経過し、多賀城市においても、現在の復興状況を踏まえ、次なる復興計画へ移行することとなり、我々多賀城市社会福祉協議会が市から委託を受けていた、復興支えあいセンター・高齢者生活相談所のコミュニティ復興支援と相談支援の両事業が平成30年度をもって終了となります。

これまでの社協事業の取組みを踏まえながらも、住民とのつながりをつくり出し、早期に地域の課題を発見・解決するために、地区社会福祉協議会の設置などの新たな相談支援や地域づくりへの取組の検討が必要になってきます。

社会福祉協議会は社会福祉法上において、地域福祉を推進する中核的な組織として位置付けられていますが、この「地域共生社会」の実現に向けた体制づくりの中心的な役割を担い得る機関として、社協以外にも、地域包括支援センターや生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関やNPO等々の相談支援機関が挙げられていることから、より一層、地域社会に対して社会福祉協議会本来の役割を果たすことが求められています。

また、組織運営においても、引き続き法人制度改革の趣旨に則り、公益性を持つ社会福祉法人として、経営組織の統治機能の強化・維持や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等を図り、今後の地域福祉推進に必要な基盤の整備と強化を図ります。

多賀城市社会福祉協議会では、このような「地域共生社会」実現への動きを捉えながら、組織・事業の整備に努めるとともに、行政・関係機関・各福祉団体との連携を深めながら、地域福祉の向上に努めます。

以上の考えのもと、平成30年度において、次の事業に取り組みます。

【事業計画】

1. 地域福祉事業の推進

(1) ふれあいまちづくり事業を行う。

希薄化する地域のコミュニティを再生・活性化するため、市内全域を対象に、地域での活動(健康教室やお茶っこ飲み会など)に活動資金の助成を行う。また、助成総額の増額により、より多くの地域活動の支援を行う。

2. 老人福祉事業の推進

(1) ひとり暮らし老人の会食サービス事業を行う。

民生委員児童委員・調理ボランティアの協力のもと、市内70歳以上のひとり暮らし老人の食生活を補うことで、健康増進と安否の確認及び交流を楽しむ場の提供と孤独感の緩和を図ることを目的に会食型サービスを行う。

3. ボランティア事業の推進

(1) 社会資源としてのボランティアの発掘・開拓と、養成・派遣に努める。

(2) 各種ボランティア・活動団体との連携を図り、活動しやすい環境づくりに努める。

- (3) ボランティア養成講習会の開催（福祉活動の担い手の養成）
- (4) 介護支援ボランティア活動ポイント事業を行う。

4. 福祉教育普及事業

- (1) 福祉教育・福祉学習普及に努める。

5. 福祉機器貸出し事業

- (1) 車椅子等、福祉機器の貸出しを行う。

6. 相談事業の推進

- (1) 複雑多様化する相談業務に対応するため、心配ごと相談所・人権相談所の運営強化を図る。
- (2) 各種相談事業を窓口とし、個別支援を行ない、民生委員児童委員や生活困窮者自立相談支援機関、行政等多様な関係機関とのネットワーク機能を十分発揮しながら、総合的な相談支援体制を確立する。

7. 生活支援事業の推進

- (1) 生活福祉資金、生活安定資金等の一時貸付により、世帯の自立更生を図る。
また、相談者の状況により、生活困窮者自立相談支援機関とともに相談を進め、相談者の資金貸付以外も含めた総合的な相談支援を行う。
- (2) 福祉サービス利用援助受託事業（まもりーぶ）により、認知症、知的障害・精神障害者等、判断能力の不十分な社会的弱者の方々が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援活動を行う。
 - ・日常的な金銭管理が困難な方に対し、ニーズに合わせた生活支援を行う。
 - ・福祉サービスの利用援助や税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払いの手続きなどを行う。
- (3) 在宅歩行困難者等移動支援（移送サービス）受託事業を行う。
 - ・在宅で歩行困難な方(利用登録者)を対象に、居宅から目的地(病院等)まで安全かつ快適な移動支援を行う。

8. 福祉関係機関・団体との連絡調整を図る。

- (1) 行政及び生活困窮者自立相談支援機関やその他関係機関・団体との連携を図り、福祉サービスの向上を目指す。

9. 福祉団体への助成及び育成指導に努める。

- (1) 各種団体の行事・研修・大会等への協力により、団体活動者の育成指導に努める。
- (2) 各種団体の連絡会議の開催

10. 多賀城市共同募金委員会に係る事務事業を行う。

- (1) 一般世帯や法人、学校、職域など多くの方々からを共同募金運動への理解と協力を得られる募金活動を行い、地域の寄付文化の醸成を促す。
- (2) 歳末助け合い配分による、生活困窮者・社会福祉施設への激励を行う。

11. 広報活動

- (1) 広報紙「社協だより」の発行及び、市政だよりなどの利用による啓発に努める。
- (2) 各種行事・大会における啓発に努める。
- (3) ホームページを活用した啓発に努める。

12. 地域福祉活動計画の策定

本会が今後目指す地域福祉のあり方とその実現に向けて多様な活動主体と連携・協働して進めていく施策等を示す行動計画として、「多賀城市地域福祉計画」と多賀城市における地域福祉の両輪となる「多賀城市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定する。

13. 地域共生社会実現へ向けての地域での体制づくりの整備検討の準備

地域の身近な圏域における相談支援・地域づくりの拠点（地区社会福祉協議会＝地元住民主体の福祉活動団体）整備に向けての、先進地での情報収集、多賀城市における地域の区割（行政区単位や小学校区単位など）の妥当性に関する研究など、整備検討の準備に取り組む。

14. 組織体制の整備

- (1) 事務事業の拡充・強化に備えて、内部規程の整備や今後の財政状況を見据えた人事労務管理も行い、将来の展望に立った体制づくりに努める。

15. 財政基盤の確立

- (1) 安定した事業運営を図るため、将来にわたっての安定的な自主財源の確保に努める。（一般会員及び特別賛助会員の加入促進）

16. 役職員等の研修の参加等により人材育成に努める。

- (1) 役職員の知識・能力・資質向上のための各種研修会への参加
- (2) 心配ごと相談員研修会の実施

17. 社会福祉センター維持管理

- ・ 防火設備、自動ドア、エレベーターの定期点検実施
- ・ 定期清掃（毎週水曜日）

18. 被災地コミュニティ復興支援事業・復興支えあいセンターの運営及び体制整備を行う。

(1) 平成30年度で事業の終了となるため、それぞれの自治組織へのソフトランディングに向けた取り組みを行う。

(2) 多賀城市社協復興支えあいセンター受託事業の運営

被災した住民（在宅、災害公営住宅）に対する支援体制を構築し、社会的包摂の仕組みのもと、被災者の孤立防止と被災地区の支援活動を行う。

(3) 被災地コミュニティ復興支援活動の実施

- ・災害公営住宅管理組合（自治会組織）の活動側面支援

- ・見守り体制の構築（災害公営住宅において孤立死防止のための定期的な見守り、住民による相互見守り体制の構築の支援）

- ・地域サロン（絆づくりイベント）の開催

- ・市が実施する被災者支援業務と連携のもと、戸別巡回訪問等の生活支援相談活動

- ・被災地区及び災害公営住宅における各種復興支援イベントの総合調整

- ・災害公営住宅高齢者生活相談所のスタッフと連携のもと、災害公営居住者の安心・安全な生活維持を図るための相談所運営の側面支援

- ・被災者支援業務関係者の情報交換を行う会議の開催（関係者連絡調整会議）

(4) 関係機関との連携・協力体制により地震等の防災意識の啓蒙研修会等の実施

(5) 高齢者生活相談所受託事業の運営

災害公営住宅において、入居高齢者の閉じこもり防止や社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図り、高齢者が安心・安全に暮らせる支援を行う。

19. 介護保険事業(居宅介護支援事業・訪問介護事業)の一層の経営充実に努める。

(1) 制度の流れや市場動向等を注視しながら、安定した事業経営の確立に努める。

(2) 高齢者の方が明るく前向きな在宅生活が送れるよう、自立支援を目標に利用者個々のニーズにあった、ケアプランの作成や日常生活に必要な情報提供や連絡・調整などきめ細かな質の高いサービス提供に努める。

20. 障害者福祉サービス（ホームヘルプサービス）を行う。

(1) 障害者居宅サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）事業

(2) 視覚障害者等の移動支援（ガイドヘルプ）事業

21. 多賀城市中央地域包括支援センターの事業運営を行う。

(1) 安定した事業経営の確立と運営の充実に努める。

(2) 高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、高齢者の福祉や介護等に関する相談、権利擁護相談、また、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防マネジメント業務並びに保健・福祉・医療との連携を行

う。

- (3) 生活支援体制整備協議体の運営を通し、地域住民や関係機関との対話を通じて、地域の特性や実情、ニーズ、資源等の把握を行う。(生活支援コーディネーター)

22. 指定管理者制度による多賀城市シルバーヘルスプラザ並びに多賀城市屋内ゲートボール場の管理運営を行う。

- (1) 受託施設の管理運営に努め、利用促進を図る。
- (2) 高齢者の生きがいと健康維持増進、介護予防につながる事業の推進に努める。

23. 就労継続支援B型に伴う多賀城市福祉工房のぞみ園及びホーム桜木の事業運営を行う。

- (1) 安定した事業経営の確立に努める。
- (2) 福祉工房のぞみ園事業として、障害のある方が自立した日常生活または社会生活を送ることができるように、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を、個々の利用者に応じた支援計画を作成し実施する。
- (3) ホーム桜木の事業として、利用者が安心感を持ちながら、地域の中で共同して生活できるよう、個々に応じ作成した支援計画に基づき、相談・入浴・排せつ又は食事の介助その他の日常生活上の援助を行う。また、安定経営に向けた検討を行う。